

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-32
処分の種類	適格性の喪失による漁業権行使停止中の漁業許可の取消			
根拠法令条例等・条項	漁業法第36条第4項で準用する第38条第1項			
処分の概要	漁業権者が漁業権行使停止中に認められた漁業について、当該者が適格性を喪失したことにより、漁業許可を取り消す。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法 (免許についての適格性) 第十四条 定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。 一 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。 二 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、実質上その申請に係る漁業の経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。</p> <p>(適格性の喪失等による漁業権の取消し) 第三十八条 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第十四条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			